

岐阜市地方税賦課徴収事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）再評価

【素案の概要】

1 再評価実施の趣旨

社会保障・税番号制度の導入に伴い、岐阜市の地方税賦課徴収事務においては、平成 27 年 9 月 1 日に特定個人情報保護委員会（現：個人情報保護委員会）に特定個人情報保護評価書（全項目評価書。以下「評価書」という。）を提出し、個人番号を含む住所・氏名・生年月日・性別等の個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有している。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）及び番号法に基づき制定された規則において、当該特定個人情報ファイルについて特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）で定める重要な変更（以下「重要な変更」という。）を加えようとするときも、同様の特定個人情報保護評価を実施することが定められている。

については、平成 29 年 7 月（予定）からの情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始に伴う入手元の追加及び市民税の賦課に関する委託事務の追加にあたり、再度、特定個人情報保護評価を実施するものである。

2 根拠法令

- ・番号法 第 27 条第 1 項
- ・特定個人情報保護評価に関する規則 第 7 条第 1 項

3 特定個人情報ファイル【再評価の内容】

情報提供ネットワークシステムによる情報連携を円滑に実施するため、特定個人情報の入手元を追加するとともに、特定個人情報を取り扱う業務に関し委託事項を追加する（重要な変更）。

また、重要な変更には当たらないが、番号法の改正に伴う情報提供先の追加その他評価書の見直しにより修正が必要な記載を改める。

(1) 重要な変更

ア 情報連携を行うために住民基本台帳ネットワークシステムから特定個人情報を取得する必要があるため、入手元に地方公共団体情報システム機構を追加する。

<9 ページ：追加>

入手元 地方公共団体情報システム機構

イ 市民税賦課事務の正確かつ円滑な実施のため、委託業者を追加する。

<10 ページ：変更>

委託の有無 委託する件数 (13 → 15 件)

<17 ページ：追加>

- ・委託事項 14 「市・県民税賦課資料点検補記及び補記入力補完業務委託」

賦課事務の際に生じる膨大な資料の確認作業を補完するためのものであり、正確かつ円滑な賦課事務の実施に必要なため

- ・委託事項 15 「市・県民税申告会場の申告受付補助要員等業務委託」
円滑な申告事務を行うための補助要員が必要なため

(2) 上記以外の変更

- I 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム
名称の修正 機構 → 地方公共団体情報システム機構
- I 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
番号法改正による修正（項番及び他市等の独自利用条例に基づく情報連携について追加）
- I 7. 評価実施機関における担当部署
担当部署を明確に示すため市民税課、資産税課及び納税課を追加
- II 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ②入手方法
「住民基本台帳ネットワークシステム」を追加
- II 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
委託事項 1 ⑥委託先名の変更
委託事項 5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法及び⑥委託先名の変更
委託事項 1 2 ②対象人数の縮小等
委託事項 1 3 委託に関する妥当性の記述の見直し
- II 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）提供・移転の有無
提供を行っている 58件 → 61件
移転を行っている 26件 → 32件
提供先 4 番号法第9条第2項の規定による他市等の独自利用条例に基づく情報連携について必要な記載を追加
移転先 2 岐阜市個人番号利用条例に基づく独自利用事務に関する移転について追加
- III 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）
リスク 3 新たに個人番号が指定される場合について、当該事務を行わないため削除
リスク 4 USBメモリ等外部記憶媒体により入手する場合について記載を追加
（不正複製のリスク）
- III 3. 特定個人情報の使用
リスク 2 IDを複数設定できないシステムについて記載を追加（不正使用のリスク）
- III 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）
リスク 1 国税地方税連携に関する記載を追加（不正な提供・移転のリスク）
リスク 3 紙媒体での特定個人情報の移転に関するリスク対策の記載を追加
（誤った情報を提供・移転または誤った相手へ提供・移転のリスク）
- III 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
名称の修正 特定個人情報委員会 → 個人情報委員会
- VI 1. 基礎項目評価 VI 2. 国民・住民等からの意見の聴取
基礎項目評価実施日の変更及び今回パブリックコメント実施期間を追加